

## 菌体りん酸肥料の解説

(申請者用)



農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課  
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

## 改訂履歴

|     | 発行日       | 改訂内容                                             |
|-----|-----------|--------------------------------------------------|
| 第1版 | 令和5年10月2日 | 初版発行                                             |
| 第2版 | 令和8年7月31日 | 品質管理計画の更新時に研修受講が必要である旨の記載を削除(P36)。<br>その他表現の適正化等 |

## 目次

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| はじめに                              | P 1  |
| 用語の解説                             | P 2  |
| 菌体りん酸肥料について                       | P 3  |
| <b>第一部 菌体りん酸肥料の登録等の流れ</b>         | P 5  |
| <b>第二部 品質管理計画書の大臣確認について</b>       | P 7  |
| <b>第三部 肥料登録申請書の作成方法</b>           | P 27 |
| <b>第四部 その他の手続きについて</b>            |      |
| 1. 品質管理計画の変更について                  | P 30 |
| 2. 大臣確認の更新について                    | P 36 |
| 3. 大臣確認の失効・取消しについて                | P 37 |
| 4. 分析結果等の報告について                   | P 38 |
| <b>【参考】</b>                       |      |
| ○ 肥料の名称のきまり                       | P 40 |
| ○ 植物に対する害に関する栽培試験の成績とりまとめ様式       | P 42 |
| ○ 保証成分の分析結果の例                     | P 44 |
| ○ 有害成分の分析結果の例                     | P 45 |
| ○ 溶出試験結果の例                        | P 45 |
| ○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）問合せ先 | P 46 |

## はじめに

汚泥資源は有用な資源です！

農業生産に必要な不可欠な肥料は、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けやすい状況です。

そのため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続可能な農業の生産を実現する必要があります。

そのひとつが下水等を処理する過程で発生する「汚泥資源」です。

汚泥資源は肥料成分（特にりん酸）を含む資源であり、これまで「汚泥肥料」の原料として利用されてきました。

汚泥肥料の課題の一つとして「成分のばらつき」があります

汚泥肥料は、一般的に成分のばらつきが大きいことから、肥料制度上、肥料成分が保証できず、また、他の肥料と混合して生産・販売することができません。

このため、農林水産省においては、汚泥資源の肥料利用をさらに推進するため、汚泥資源を利用した肥料のうち、品質管理が徹底され、肥料成分を保証できるものについて、新たな公定規格「菌体りん酸肥料」を創設しました。

「菌体りん酸肥料」は、品質管理が徹底された肥料です

菌体りん酸肥料は、肥料登録に先立ち、肥料の原料管理や肥料の品質管理などを定めた「品質管理計画」を作成し、農林水産大臣による確認を受けることが義務付けられます。この品質管理計画に基づいて生産されることで、品質管理が徹底され肥料成分が安定することから、菌体りん酸肥料は肥料成分を保証することが可能になり、また、他の肥料と混合して生産・販売することができるようになります。

本解説では、菌体りん酸肥料の登録に向けて必要な手続きについて解説します。

用語の解説

| 用 語       | 解 説                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| FAMIC     | 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの略称。                                                                                                                  |
| 肥料法       | 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）の略称。                                                                                                     |
| 肥料法施行規則   | 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）の略称。                                                                                                |
| 公定規格      | 普通肥料において、その種類ごとに、含有すべき主成分の最小量や含有を許される有害成分の最大量等を定めた規格。<br>「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和 61 年 2 月 22 日付け農林水産省告示第 284 号）に規定されている。 |
| 汚泥資源      | 下水処理場やし尿処理施設、集落排水処理施設、工場の排水処理施設等から生じた汚泥。肥料の原料となるもの。                                                                                       |
| 排水処理活性沈殿物 | 公定規格の原料規格第 2 の 16 で定義されている「菌体りん酸肥料」の原料となるもの。                                                                                              |
| 品質管理計画    | 主成分の安定化を図るために、肥料の原料管理や肥料の品質管理に関する事項等について定めた計画。<br>菌体りん酸肥料の肥料登録に先立ち、生産業者が作成し、農林水産大臣の確認を受ける必要があるもの。                                         |
| 大臣確認      | 農林水産大臣が、生産業者の作成した品質管理計画について、菌体りん酸肥料の保証成分の安定化を図るための基準に適合することを確認すること。                                                                       |
| 肥料登録      | 農林水産大臣又は都道府県知事が、生産業者の登録申請した肥料について、公定規格に適合すること等を確認し、当該肥料を登録すること。                                                                           |
| 保証成分量     | 事業者が、肥料（製品）中に含有しているものとして保証する主成分の最小量を百分比で表したもの。                                                                                            |
| 見本品       | 肥料登録の申請の際に提出する試作品のこと。                                                                                                                     |
| 事前相談      | 生産業者が、生産しようとする肥料について、菌体りん酸肥料に該当するか等の相談を行うことや品質管理計画の作成に当たっての記載内容等の相談を行うこと。                                                                 |

菌体りん酸肥料について

ポイント 1：公定規格

菌体りん酸肥料は、公定規格において「りん酸質肥料」に区分され、登録の有効期間は 3 年の肥料です。

- ① **菌体りん酸肥料は、品質管理計画に基づいて生産される肥料です。**  
第 2 部で解説しますが、菌体りん酸肥料は、肥料登録に先立ち、**肥料の銘柄ごとに「品質管理計画」を作成して農林水産大臣の確認を受ける必要があります。**  
肥料登録された後の菌体りん酸肥料の生産は、この品質管理計画に基づいて生産される必要があります。

- ② **りん酸全量について、必ず 1.0%以上保証する必要があります。**  
**りん酸全量を必ず 1.0%以上保証する必要があります。**  
また、窒素全量やく溶性りん酸などのその他の成分についても、任意で保証することが可能です。（→保証可能なその他の成分と量については P 9 参照）

- ③ **重金属の含有量が基準値を超えていないこと、植害試験を行い害が認められないことが求められます。**  
含有を許される有害成分の最大量（**重金属の基準値**）が、公定規格で定められており、これを**超過するものは生産・流通することができません。**  
また、肥料登録に当たっては、原料又は肥料（製品）に対する植害試験を実施し、**植物の生育に害を与えないことを確認する必要があります。**

- ④ **原料は、品質管理計画に基づいて管理される汚泥資源です。**  
菌体りん酸肥料の原料は、下水処理場等から生じた汚泥に脱水、乾燥等の処理を行ったものであって、品質管理計画に基づいて、その品質が管理されるものです。

| 二 りん酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）<br>(2) 登録の有効期間が三年であるもの                                                                                                                                                                    |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 肥料の種類                                                                                                                                                                                                                      | 含有すべき主成分の最小量(%)                                         | 含有を許される有害成分の最大量(%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | その他の制限事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 菌体りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。<br>一 専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの<br>二 原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの<br>三 原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、乾燥させたもの<br>四 専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの | 主成分別表第一のとおり。<br>ただし、同表の記載にかかわらず、 <b>りん酸全量について 1.0</b> ② | ヒ素 0.005<br>カドミウム 0.0005<br>水銀 0.0002<br>ニッケル 0.03<br>クロム 0.05<br>鉛 0.01 ③                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 一 主成分の安定化を図るために、成分の分析及び管理を適正に行うものとして <b>農林水産大臣の確認を受けた計画</b> （以下「品質管理計画」という。）に基づいて製造されたものであること。<br>二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかを保証するものであること。<br>三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかを保証するものであること。<br>四 植害試験の調査を受けていない排水処理活性沈殿物（原料規格第二中十六の項イに掲げるものをいう。）を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受けなければならないものであること。<br>五 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、窒素含量が付いたものであること。<br>六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、骨柱等が混入しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 原料規格第二 ④                                                                                                                                                                                                                   |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 分類番号                                                                                                                                                                                                                       | 原料の種類                                                   | 原料の条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 十六                                                                                                                                                                                                                         | 排水処理活性沈殿物                                               | イ 次に掲げる原料のうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第 5 号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の基準に係る調査を受け、基準に適合することが確認されたものであり、かつ、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受けなければならないもの。<br>(1) 下水道の終末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設、浄化槽又は工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの<br>(2) し尿に消毒を促進する材料、動物の排せつ物に消毒を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの<br>ロ イに掲げる原料を乾燥したもの又はイに掲げる原料に植物質若しくは動物質の原料を加え乾燥したもののうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受けなければならないもの。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## ポイント2：登録手続きの区分

菌体りん酸肥料は、原則として、**都道府県知事の登録を受ける必要がある肥料**です。ただし、けい酸、マンガン又はほう素等を肥料成分として保証する場合は農林水産大臣の登録を受ける必要があります。



### 同じく汚泥資源を原料とする「汚泥肥料」と何が違うの？

汚泥肥料は、一般的に肥料成分のばらつきが大きいため、肥料成分を保証することができず、また、他の肥料と混合することが認められない肥料です。

一方、菌体りん酸肥料は、品質管理計画に基づいて生産されることによって品質管理が徹底され、肥料成分が安定することから、

#### ① 肥料成分を保証することが可能です！

肥料成分が保証されることで、利用者（農業者）は施肥設計等がしやすくなります。

#### ② 他の肥料と混合すること※が可能です！

菌体りん酸肥料だけでは不足する成分を他の肥料で補うこと等ができるようになります。

※指定混合肥料や化成肥料、配合肥料等の原料として使用することができます。



## 第一部 菌体りん酸肥料の登録等の流れ

### 登録までの流れ

#### 事前相談

菌体りん酸肥料として登録できるか、まずは、FAMIC にご相談ください。

#### 品質管理計画の作成・大臣確認の申請

菌体りん酸肥料として登録しようとする場合、まずは、品質管理計画を作成し、FAMIC を経由して農林水産大臣に、大臣確認の申請を行ってください。（→品質管理計画の作成については P 7 参照）

#### FAMIC による現地確認・大臣確認

品質管理計画の内容が適切かを確認するため、FAMIC 職員が現地確認を行います。現地確認の結果等を踏まえ、品質管理計画が適切なものであると認められた場合、農林水産省から大臣確認書を送付します。

#### 肥料登録の申請

品質管理計画及び大臣確認書を添付の上、肥料の登録申請を行ってください。申請先は、原則として、事業場が所在する都道府県です。（→肥料登録については P 27 参照）

**登録！**

## 登録後の手続き等

### ～品質管理計画に基づいて生産～

品質管理計画に基づいて実施した分析結果等については、2年以上保存するとともに、年に1回、国（FAMIC 経由）に報告する必要があります。

（→分析結果等の報告については P 38 参照）

### 行政機関による立入検査

他の肥料と同様に、菌体りん酸肥料も立入検査の対象です。行政機関が品質管理計画に基づく生産がされているか、収去した肥料が重金属の基準値を超過していないか等を確認します。

### 品質管理計画の変更

品質管理計画を変更しようとする場合、FAMIC を経由して農林水産大臣に届出又は申請を行う必要があります。

変更しようとする事項が届出又は申請すべき事項に該当するか判断に迷う場合は、FAMIC までご相談ください。

（→品質管理計画の変更については P 30 参照）

### 肥料登録の変更

肥料の名称や生産する事業場の名称及び所在地等の肥料登録内容を変更しようとする場合、肥料登録の変更届出等を行う必要があります。

### 品質管理計画の更新

品質管理計画の大臣確認の有効期間は、**菌体りん酸肥料の登録を受けた日から3年**です。有効期間の満了の日の**3か月前までに**、FAMIC を経由して農林水産大臣に更新の申請を行ってください。（→大臣確認の更新については P 36 参照）

### 肥料登録の更新

品質管理計画の大臣確認の更新後、肥料登録の更新を行ってください。なお、**肥料登録の更新**は、肥料法施行規則の規定により、有効期間の**30日前までに申請書を提出**する必要があります。

### 品質管理計画の失効又は取消し

品質管理計画の大臣確認は以下の場合に失効します。

- i 肥料登録の有効期間が満了したとき
  - ii 肥料登録が失効したとき
  - iii 大臣確認を受けてから3年を経過しても、肥料登録の申請がないとき
- また、農林水産大臣が品質管理計画に基づいて生産されたものではないと認めるとき等は、品質管理計画の大臣確認の取消しを行うことがあります。

（→大臣確認の失効又は取消しについては P 37 参照）

## 第二部 品質管理計画書の大臣確認について

### 品質管理計画の作成

■ フラグが立っている箇所は、菌体りん酸肥料の登録申請書と記載を合わせる必要があります！

（別紙）

#### 品質管理計画書 （記載例）

■ 住所 ○○県○○市○○町○○番地

氏名 農林株式会社 代表取締役 農林 太郎

作成年月日：○年○月○日 **1**

大臣確認年月日：○年○月○日 **2**

#### 変更履歴 **3**

| 変更年月日 | 変更内容                           | 変更理由                   | 変更届出年月日<br>変更確認年月日 |
|-------|--------------------------------|------------------------|--------------------|
| ○.○.○ | 大臣確認年月日の記入                     | 大臣確認されたため              | —                  |
| ○.○.○ | 大臣確認の更新                        | 大臣確認の更新                | ○.○.○（確認）          |
| ○.○.○ | 品質管理計画責任者の変更                   | 人事異動のため                | ○.○.○（届出）          |
| ○.○.○ | 使用される原料の種類に、排水処理活性沈殿物（食品工業）を追加 | 原料収集先を追加したため           | ○.○.○（確認）          |
| ○.○.○ | 生産工程の概要に、B工場由来の下水汚泥の発生工程を追加    | 下水汚泥の収集先として、B工場を追加したため | —                  |

#### ■ **1** 肥料の名称 **4**

霞ヶ関肥料2号



## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 1 作成年月日には、品質管理計画を国（FAMIC）に申請した年月日を記載してください。
  - 2 品質管理計画の大臣確認の申請時には、大臣確認年月日は空欄のまま提出し、大臣確認を受けた後、大臣確認年月日を記載してください。
  - 3 品質管理計画の記載事項を変更した場合は、必ず変更履歴を記録してください。（大臣確認の申請後、現地確認の結果を踏まえて計画を変更した場合も、変更履歴を記録してください。）
    - 変更年月日：変更が生じた日付を記載
    - 変更内容：変更した箇所及び変更した内容を記載
    - 変更理由：変更が生じた理由を記載
    - 変更届出年月日又は変更確認年月日：
 

変更事項について FAMIC に、変更届出を行った場合は届出が受理された日の日付を、変更確認申請を行った場合は変更確認を受けた日の日付を記載

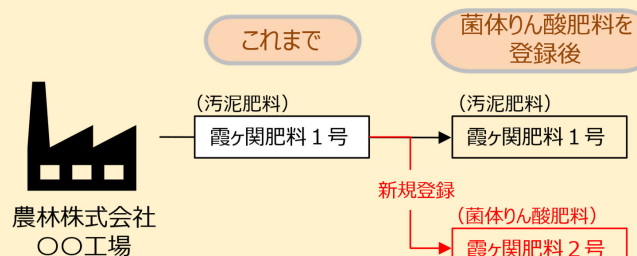
※変更の内容によっては、行政機関への申請又は届出が必要です。

（→品質管理計画の変更についてはP30 参照）

※原料収集先の一覧表のみに変更があった場合は、品質管理計画の変更履歴には記録不要です。（→原料収集先の一覧表については、P13 参照）
  - 4 肥料の名称は、当該肥料を菌体りん酸肥料として登録する際、登録申請書に記載する予定の名称と同一にしてください。
- 保証成分やその含有量等に関して誤解を生ずるおそれがないよう、登録する肥料に名称を付ける際は、P40 の「肥料の名称のきまり」をご参照ください。

### 注意 同一事業者が、同一名称の肥料を登録することはできません

肥料の銘柄を複数所有している場合は、既存の銘柄と異なる名称を設定して下さい。



|             |     |
|-------------|-----|
| 2 保証成分量 (%) | 5   |
| 窒素全量        | 3.0 |
| りん酸全量       | 5.0 |
| 内く溶性りん酸     | 4.0 |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 3 生産する事業場の名称及び所在地           | 6 |
| 生産する事業場の名称 : 農林株式会社 千代田工場   |   |
| 生産する事業場の所在地 : ○○県○○市○○町○○番地 |   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 4 品質管理計画責任者の役職及び氏名       | 7 |
| 品質管理計画責任者 : 千代田工場長 農林 花子 |   |
| (研修を受講予定 (○月))           |   |

### 主成分別表第 1

|                                        |                                                                       |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 一 窒素全量を保証するものにあつては<br>窒素全量 1.0         | 十四 水溶性石灰を保証するものにあつては<br>水溶性石灰 1.0                                     |
| 二 アンモニア性窒素を保証するものにあつては<br>アンモニア性窒素 1.0 | 十五 可溶性けい酸を保証するものにあつては<br>可溶性けい酸 5.0                                   |
| 三 硝酸性窒素を保証するものにあつては<br>硝酸性窒素 1.0       | 十六 水溶性けい酸を保証するものにあつては<br>水溶性けい酸 5.0                                   |
| 四 りん酸全量を保証するものにあつては<br>りん酸全量 1.0       | 十七 可溶性苦土を保証するものにあつては<br>可溶性苦土 1.0                                     |
| 五 可溶性りん酸を保証するものにあつては<br>可溶性りん酸 1.0     | 十八 く溶性苦土を保証するものにあつては<br>く溶性苦土 1.0                                     |
| 六 く溶性りん酸を保証するものにあつては<br>く溶性りん酸 1.0     | 十九 水溶性苦土を保証するものにあつては<br>水溶性苦土 1.0                                     |
| 七 水溶性りん酸を保証するものにあつては<br>水溶性りん酸 1.0     | 二十 可溶性マンガンを保証するものにあつては<br>可溶性マンガ 0.10                                 |
| 八 加里全量を保証するものにあつては<br>加里全量 1.0         | 二十一 く溶性マンガンを保証するものにあつては<br>く溶性マンガ 0.10                                |
| 九 く溶性加里を保証するものにあつては<br>く溶性加里 1.0       | 二十二 水溶性マンガンを保証するものにあつては<br>水溶性マンガ 0.10                                |
| 十 水溶性加里を保証するものにあつては<br>水溶性加里 1.0       | 二十三 く溶性ほう素を保証するものにあつては<br>く溶性ほう素 0.05                                 |
| 十一 アルカリ分を保証するものにあつては<br>アルカリ分 5.0      | 二十四 水溶性ほう素を保証するものにあつては<br>水溶性ほう素 0.05                                 |
| 十二 可溶性石灰を保証するものにあつては<br>可溶性石灰 1.0      | 二十五 一から二十四までに掲げるもののほか可溶性硫黄を保証するものにあつては、一から二十四までに掲げるもののほか<br>可溶性硫黄 1.0 |
| 十三 く溶性石灰を保証するものにあつては<br>く溶性石灰 1.0      |                                                                       |

## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 5 保証成分量については、登録申請書に記載する予定の保証成分量を記載してください。ついては、記載いただいた数値で登録することになりますので、見本品の分析結果を基に決定してください。
- ✓ **りん酸全量**については、必ず **1.0%以上保証**する必要があります。  
その他の保証成分については、主成分別表第1に掲げる成分について、保証成分量が確保できる場合、任意で保証することが可能です。
  - ✓ りん酸全量も含め保証する成分の記載方法については、主成分別表第1に掲げられている順に、%単位（小数点以下一桁（マンガン、ほう素を保証する場合は小数点以下二桁））で記載してください。
  - ✓ 保証成分量は、主成分別表第1で示されている成分量以上の値を設定する必要（小数点以下二桁以降は切り捨て）があります。

### 注意 保証成分量は、成分変動の傾向等を踏まえて設定しましょう

肥料登録後、保証成分量を変更することができません。保証成分量を変更する場合は、新たな登録が必要となります。

また、保証成分量を満たさない肥料については、流通できませんので、年間を通じた成分変動の傾向等を踏まえて設定する必要があります。

なお、適正施肥の推進の観点から、保証成分量については、実際の含有量（分析値）と大きく乖離しない範囲で設定いただくことが望ましいと考えます。

- 6 生産する事業場の名称及び所在地は、確認を求める肥料を生産する事業場（工場）の名称と所在地を記載してください。
- 7 品質管理計画責任者の役職及び氏名を記載してください。  
品質管理計画責任者は、肥料の品質管理に必要な知識を習得するための FAMIC 等が行う研修を受講する必要があります。

### ポイント 品質管理計画責任者とは

「大臣確認の申請等に関する業務を統括し、品質管理計画に基づく肥料の生産について責任を有する者」であって、菌体りん酸肥料の品質管理に関する十分な知識を有する必要があります。一つの事業場に複数名配置することも可能です。

## 5 肥料の原料管理等に関する事項

### (1) ①使用される原料の種類 8

- ☒ 排水処理活性沈殿物（下水）
- ☐ 排水処理活性沈殿物（し尿）
- ☒ 排水処理活性沈殿物（食品工業）
- ☐ 排水処理活性沈殿物（その他工業）
- ☐ 排水処理活性沈殿物（焼成）
- ☒ 動植物質の原料

### 注意 使用する原料の種類を追加する場合は、申請が必要です

使用する原料の種類を追加し、「定常時の内容」の変更を行う場合は、品質管理計画の変更に係る大臣確認の申請を行う必要があります。

（→品質管理計画の変更についてはP30 参照）

## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 8 使用する原料について、発生する事業場の業種等を基に、使用する原料の種類を下記のとおり分類し、該当する種類全てにチェックを付けてください。

- 1 排水処理活性沈殿物（下水）：下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの
- 2 排水処理活性沈殿物（し尿）：以下のいずれか又は両方
  - し尿処理施設、集落排水処理施設又は浄化槽から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの
  - し尿に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの
  - 動物の排泄物に凝集を促進する材料※若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの

※次の凝集を促進する材料のみを使用した動物の排泄物については、「動植物質の原料」に該当します。

  - 1 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
  - 2 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
  - 3 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
  - 4 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
  - 5 ポリアミジン系高分子凝集促進材
  - 6 アルミニウム系無機凝集促進材
  - 7 鉄系無機凝集促進材
- 3 排水処理活性沈殿物（食品工業）：
 

以下の産業の主産物製造廃水の処理のみ※を行う排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの

※以下の産業から生じる汚泥であっても、生活雑排水等が流入している場合は、排水処理活性沈殿物（その他工業）に区分されます。

  - 食料品製造業
  - 清涼飲料製造業
  - 酒類製造業
  - 茶・コーヒー製造業
  - 配合飼料製造業又は単体飼料製造業
  - パルプ製造業
  - 樹脂製造業（パルプを原料として使用するものに限る。）
  - 発酵工業
  - ゼラチン製造業（なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。）
- 4 排水処理活性沈殿物（その他工業）：
 

3に該当しない産業の主産物製造廃水の処理のみを行う排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの
- 5 排水処理活性沈殿物（焼成）：
  - 1～4に該当する排水処理活性沈殿物を焼成したもの
  - 1～4に該当する排水処理活性沈殿物に植物質又は動物質の原料を加え焼成したもの
- 6 動植物質の原料：食品残さや木質チップ、牛ふんなどの動植物質の原料

【参考：菌体りん酸肥料の登録後に作成する原料収集先の一覧表（記載例）】

（別添）

### 原料収集先の一覧表 9

住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名：農林株式会社 代表取締役 農林 太郎

肥料の名称：霞ヶ関肥料2号

リスト作成・更新日：〇年〇月〇日

| 番号 | 原料の種類           | 事業者名及び事業場の名称 | 事業場の住所             | 連絡先                     | 備考                |
|----|-----------------|--------------|--------------------|-------------------------|-------------------|
| ①  | 排水処理活性沈殿物（下水）   | 〇市△処理場       | 〇〇県〇市△～<br>〇〇県●市■～ | 担当課：〇〇課<br>03-9999-9999 | 担当者：〇〇<br>定休日：土日祝 |
| ②  | 排水処理活性沈殿物（食品工業） | 株式会社●<br>■工場 | 〇〇県〇口市▲～           | 担当課：△△課<br>03-9999-9999 | 担当者：●●<br>定休日：なし  |
| ③  | 動植物質の原料         | □株式会社<br>▲工場 |                    | 担当課：▲▲課<br>03-9999-9999 | 担当者：△△<br>定休日：土日  |

（注）

- 1 「原料の種類」欄には、「排水処理活性沈殿物（下水）」「排水処理活性沈殿物（し尿）」「排水処理活性沈殿物（食品工業）」等の当該原料の種類を記載すること。
- 2 「連絡先」欄には、当該原料収集先の担当部署名及び電話番号等の連絡先を記載すること。



## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 9 菌体りん酸肥料の登録事業者は、原料収集先の一覧表を作成し、原料ごとに収集先の連絡先等、必要事項を整理してください。

**ポイント** 原料収集先の一覧表は、常に最新の状態で保管ください

常に最新の状態で保ち、適切に保管してください。

### 自社で発生する排水処理活性沈殿物のみを使用する場合も、原料収集先の一覧表を作成する必要があるの？

自社で発生する排水処理活性沈殿物のみを使用する場合であっても、原料の収集先の一覧表を作成する必要があります！

下記のとおり、自社の情報のみを記載してください。

（記載例）

| 番号 | 原料の種類         | 事業者名及び事業場の名称 | 事業場の住所  | 連絡先                      | 備 考                 |
|----|---------------|--------------|---------|--------------------------|---------------------|
|    | 排水処理活性沈殿物(下水) | 〇市△処理場       | 〇〇県〇市△～ | 担当課: 〇〇課<br>03-9999-9999 | 担当者: 〇〇<br>定休日: 土日祝 |

## ②生産工程の概要

別紙のとおり

**ポイント** 登録申請書に添付する別紙を添付してください

肥料登録申請書「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項」の別紙と同じ書類になるように作成してください。

（→別紙の記載方法についてはP17 参照）

### （2）肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量が変動しうるような原料の性状の変化が確認された場合の原料収集先との取決め内容 10

（記載例）

原料収集先において、原料の性状に変化が確認された場合や、処理工程の変更等により原料の性状が通常と異なる可能性がある場合は、原料引き渡し時に、確実にその旨を伝達するよう取決めを行う。

## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 10 原料収集先との取決めとして、原料の特性を踏まえ、どのような場合に速やかな報告が必要か、あらかじめ契約書や覚書等※により明確にしておいてください。

※ 契約書や覚書等については、適切に保管してください。

### ポイント 原料の性状等が通常と異なる場合の対応

菌体りん酸肥料の生産において、原料の性状が通常と異なる場合や異物の混入が確認された場合は、その原料の受入れを中止するか、その原料を使用して生産した肥料について非定常時分析を実施してください。

(→非定常時分析についてはP23 参照)

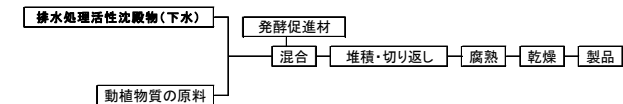
## 別紙の記載例①：原料となる排水処理活性沈殿物が1種類かつ発生元も1つの場合

### 別紙

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

第1号 該当なし 11

第2号（使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要） 12



備考 13

- 1 排水処理活性沈殿物（下水）は、〇〇下水処理場（〇〇県〇〇市）から生じる汚泥を濃縮・脱水したものであり、原料規格第2中16のイの項に該当する。
- 2 動植物質の原料は、〇〇町の畜産農家から搬入される牛ふんである。
- 3 堆積の期間は〇〇であり、切り返しの頻度は〇〇である。
- 4 腐熟の期間は〇〇である。

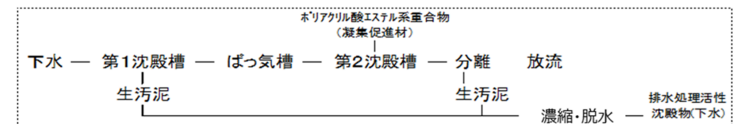
第3号 該当なし 14

第4号（材料の種類、名称及び使用量） 15

発酵促進材として、生石灰を製品重量当たり10%以下使用する。

### 別添資料

・原料となる排水処理活性沈殿物の発生工程 16



## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

**11** 菌体りん酸肥料では「該当なし」と記載してください。

**12** 原料の発生から「菌体りん酸肥料」ができるまでの生産工程を記載してください。

（生産工程図の記載方法）

- ① 使用する原料の種類の単位で記載してください。  
（原料に汚泥肥料を使用する場合、汚泥肥料の原料となっている汚泥が「排水処理活性沈殿物」となります。）
- ② 混合、乾燥、堆積、攪拌、腐熟の各工程を記載してください。
- ③ 材料を使用する場合は、添加する工程に、使用する材料の種類を記載してください。

**13** 備考欄の記載方法

- ① 使用する原料の種類の単位で記載し、排水処理活性沈殿物に関して、その発生元及び発生工程の概要を記載し（**16**参照）、「原料規格第2の16に該当する」ことを記載してください。

発生元が複数ある場合は、別表でまとめるなど、わかりやすく整理してください。

- ② 生産工程に「堆積」がある場合は、その期間や切り返しの頻度を記載し、「腐熟（発酵）」がある場合は、その期間等を記載してください。
- ③ 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを記載してください。なお、確認前であり、年月日、番号がわからない場合は空欄を設けて記載しておくこと。

（例）

○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

**14** 菌体りん酸肥料では「該当なし」と記載してください。

**15** 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- ・固結防止材    ・飛散防止材    ・吸湿防止材    ・沈殿防止材
- ・浮上防止材    ・腐敗防止材    ・悪臭防止材    ・粒状化促進材
- ・成形促進材    ・展着促進材    ・組成均一化促進材    ・脱水促進材
- ・乾燥促進材    ・凝集促進材    ・発酵促進材    ・効果発現促進材
- ・着色材    ・分散促進材    ・反応緩和材    ・硝酸化成抑制材
- ・摂取防止材

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質の一般的な名称（あるいは商品名とその製造者名）、使用量を記載してください。使用量は、製品（肥料）当たりの重量の百分率（%）での記載を原則としますが、使用するものへの容積当たりの使用重量（例：〇〇kg/m<sup>3</sup>）でも差し支えありません。

使用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

**16** 原料の発生工程図の記載方法

原料となる排水処理活性沈殿物の発生工程が、原料規格第2の16に該当することが確認できるように記載してください。

別紙の記載方法例②：原料となる排水処理活性沈殿物が複数ある場合

別紙

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

第1号 該当なし

第2号（使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要）

排水処理活性沈殿物（下水）

排水処理活性沈殿物（食品工業）

動植物質の原料

発酵促進材

混合

堆積・切り返し

腐熟

乾燥

製品

備考

1 排水処理活性沈殿物（下水）は、別表に記載の下水処理場から生じる汚泥を濃縮・脱水したものであり、原料規格第2中16のイの項に該当する。

2 排水処理活性沈殿物（食品工業）は、別表に記載の食品産業事業者等の主生産物の廃水を処理する過程で生じる汚泥を濃縮・脱水したものであり、原料規格第2中16のイの項に該当する。

3 動植物質の原料は、〇〇町の畜産農家から搬入される牛ふんである。

4 堆積の期間は〇〇であり、切り返しの頻度は〇〇である

5 腐熟の期間は〇〇である。

第3号 該当なし

第4号（材料の種類、名称及び使用量）

発酵促進材として、生石灰を製品重量当たり10%以下使用する。

別表：原料となる排水処理活性沈殿物

| No.             | 施設名      | 所在地    |
|-----------------|----------|--------|
| 排水処理活性沈殿物（下水）   |          |        |
| No. 1           | 〇〇浄化センター | 〇〇県〇〇市 |
| No. 2           | ××浄化センター | 〇〇県××市 |
| No. 3           | △△浄化センター | 〇〇県△△市 |
| 排水処理活性沈殿物（食品工業） |          |        |
| No. 4           | 〇〇食品株式会社 | 〇〇県〇〇市 |
| No. 5           | ××株式会社   | 〇〇県××市 |

ポイント

発生元が複数ある場合は、備考の別表として原料の種類毎に全ての発生元がわかるよう整理し、全ての発生工程について発生工程図を作成するか、既存の処理工程図を必要に応じて補足・修正のうえ添付してください。

別添資料 原料となる排水処理活性沈殿物の発生工程

No. 5 ××株式会社

別添資料 原料となる排水処理活性沈殿物の発生工程

No. 4 〇〇食品株式会社

別添資料 原料となる排水処理活性沈殿物の発生工程

No. 3 △△浄化センター

別添資料 原料となる排水処理活性沈殿物の発生工程

No. 2 ××浄化センター

別添資料 原料となる排水処理活性沈殿物の発生工程

No. 1 〇〇浄化センター

ポリファスル酸エステル系重合食物（発酵促進材）

下水 — 第1沈殿槽 — ばっ気槽 — 第2沈殿槽 — 分離 放流

生汚泥

生汚泥

濃縮・脱水 — 沈殿物（下水）

6 肥料の品質管理に関する事項

（1）定常時の分析計画 17

①定常時の内容

定常時に使用される原料の種類：5の（1）の①のとおり。

定常時の生産工程：5の（1）の②のとおり。

②分析計画

・分析頻度（分析時期）：四半期に一度（4、7、10、1月頃）

・分析項目

保証成分：窒素全量、りん酸全量、く溶性りん酸

有害成分：ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛水分

・分析方法 FAMIC が定める肥料等試験法

注意 使用する原料の種類や生産工程の概要を変更し、定常時の内容を変更する場合は、変更申請が必要です

定常時とは、品質管理計画の原料管理等に関する事項として原料の種類（5の（1）①で定めた原料）と生産工程（5の（1）②で定めた生産工程）で生産される場合のことをいいます。このため、5の（1）①で定めた「使用される原料の種類」の追加や②で定めた「生産工程の概要」を変更し、定常時の内容を変更する場合は変更申請を行う必要があります。

定常時の内容や分析計画を変更する場合は、国（FAMIC 経由）に申請し、確認を受ける必要があります。（→品質管理計画の変更についてはP30 参照）

注意 定常時分析の結果は、毎年、国に報告する必要があります

菌体りん酸肥料の登録事業者は、定常時の分析結果を1～12月分で取りまとめ、翌年の2月末までに国（FAMIC 経由）に報告する必要があります。

▼報告様式（抜粋）

|            |            |              |           |
|------------|------------|--------------|-----------|
| 2 定常時の分析結果 |            |              |           |
| 分析日        | 保証成分量未満の成分 | 有害成分最大量超過の成分 | 水分量の大幅な変動 |
| 〇.〇.〇      | りん酸全量      | なし           | なし        |
|            |            |              |           |

## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 17** 定常時とは、品質管理計画の原料管理等に関する事項として原料の種類（5の（1）①で定めた原料）と生産工程（5の（1）②で定めた生産工程）で、生産される場合のことをいいます。  
下記のポイントに従って、定常時の分析計画を作成してください。

### ポイント 定常時の分析計画の作成方法

#### ① 分析頻度

使用する原料の種類やこれまでの分析結果の傾向などから、肥料（製品）の保証成分等が一定に保たれるよう、原則として年に4回以上の分析を行う必要があります。

#### ② 分析時期

肥料の性状が変化するような事象の発生時期等を考慮して分析時期を決定してください。

【肥料の性状が変化するような事象の例】

- ・ 汚泥の受入量が大幅に変動する場合
- ・ 品質管理計画で予定する使用する原料種類の中で、原料の種類の組み合わせが変わる場合
- ・ 梅雨や降雪の時期に雨水等が下水汚泥に流入するなど、原料の成分量が大きく変動するおそれのある場合 等

#### ③ 分析項目

公定規格に適合し、成分の安定した製品が生産されていることを確認するため、次に掲げる成分等の分析を行ってください。

- ① 保証成分：りん酸全量及び事業者が任意で保証した肥料成分
- ② 有害成分：ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛
- ③ 水分

#### ④ 分析方法

分析方法は、原則として、FAMICの定める肥料等試験法による必要があります。

## (2) 非定常時の分析計画 18

### ① 非定常時の内容

- i 定常時に使用される原料の種類以外の原料の種類（動植物質の原料を除く。）を追加して使用したとき
- ii 定常時の生産工程以外の生産工程（軽微な変更がされたものを除く。）で生産したとき
- iii その他
  - ア 原料収集先から、原料の性状が通常と異なる可能性がある旨の連絡があった場合
  - イ 生産設備を変更・改修した場合

### ② 分析計画

①のi、ii及びiiiのアに該当する場合は、そのロットごとにその都度、非定常時分析を行う。iiiのイに該当する場合は、新たな設備等を使用して生産した肥料について、初回ロットの非定常時分析を行う。

なお、非定常時分析は、定常時と同じ分析項目について、FAMICが定める肥料等試験法で分析を行い、得られた分析結果が適切であることを確認した上で、出荷する。

## 注意 非定常時の分析計画を変更する場合は、申請が必要です

非定常時とは、肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量が変動するような通常の生産状態とは異なる状態（定常時とは異なる条件下）で生産される場合のことをいいます。

非定常時の分析計画を変更する場合は、国（FAMIC 経由）に申請し、承認を受ける必要があります。（→品質管理計画の変更についてはP30 参照）

## 注意 非定常時分析の結果は、毎年、国に報告する必要があります

非定常時の分析を実施した場合は、1～12月分の結果を取りまとめ、翌年の2月末日までに国（FAMIC 経由）に報告する必要があります。

### ▼報告様式（抜粋）

#### 3 非定常時の分析結果

| 分析日   | 分析実施理由<br>(非定常時の内容)                     | 保証成分最大<br>未達の成分 | 有害成分最大<br>量超過の成分 | 水分量の<br>大幅な変動 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------|------------------|---------------|
| 〇.〇.〇 | 新たな原料の種類（排水<br>処理活性沈殿物（食品工<br>業）を追加したため | なし              | なし               | なし            |



## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 18** 非定常時とは、肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量が変動しうるような通常の生産状態とは異なる状態（定常時とは異なる条件下）で生産される場合のことをいいます。

下記のポイントに従って、非定常時の分析計画を作成してください。

### ポイント 非定常時の分析計画の作成方法

#### ① 非定常時の内容

- i 定常時に使用される原料の種類以外の原料の種類（動植物質の原料を除く。）を追加して使用したとき
  - ii 定常時の生産工程以外の生産工程（軽微な変更※がされたものを除く。）で生産したときについては、必ず分析を行ってください。  
※軽微な変更とは、生産工程図の変更に至らない変更であり、生産に使用する機械の変更や備考欄に記載した事項の変更等が該当する。
- さらに、「iii その他」として、使用する原料の特性等を踏まえて分析が必要と考える事象を記載してください。

i、ii 以外に想定される非定常時

➤ 原料に起因するケース

例) 定期的に受け入れている原料の性状が通常時と異なる（水分、色、不純物など）場合 など

➤ 生産に起因するケース

例) 生産設備を変更・改修した場合 など

#### ② 分析計画

定常時と同様に、①保証成分、②公定規格に定められた有害成分（重金属）、③水分の含有量を測定する必要があります。

分析結果が適切であることを確認した上で出荷する旨も記載してください。

#### (3) 公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置 **19**

定常時及び非定常時の分析の結果、得られた分析結果が当該肥料の含有を許される有害成分の最大量を超え、又は、保証成分量に満たないことが確認された場合、全ての在庫品の出荷を停止するとともに、該当する製品を特定し倉庫内でテープにより他の在庫品と区別するなど、誤って出荷されないような措置を講ずる。また、当該製品については全量廃棄処分することとし、他の在庫品について出荷を再開する場合には、それらが含有を許される有害成分の最大量を超えておらず、また、保証成分量を満たしていること等を分析により確認することとする。

その上で、原因を究明し、再発防止のための対策手順を講じる。

#### 7 教育訓練に関する事項 **20**

菌体りん酸肥料の生産に携わる従業員に対して、新任時及び少なくとも年1回、肥料の品質管理に関する研修を行う。

#### 8 品質管理計画の自己点検に関する事項その他の事項 **21**

毎年3月に、前年の定常時分析の結果を踏まえて、定常時の分析計画の見直しの必要性について、従業員全員で確認する。

### 注意 重金属の基準値の超過を確認した場合は、速やかに報告してください

分析の結果、重金属の基準値を超えた肥料が確認された場合は、その旨を速やかにFAMICに報告するとともに、「6（3）公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置」に基づく対応を行ってください。

#### ▼報告様式

別記様式第11号

1 品質管理計画

(1) 肥料の名称 霞ヶ関肥料2号

(2) 事業場の名称 農林株式会社 千代田工場

(3) 事業場の所在地 ○○県○○市○○町○○番地

2 分析結果（別添のとおり）

3 その他 重金属(カドミウム)の基準値が超過した原因として、施設の老朽化により、製品タンク内の塗装が剥離したことが考えられる。  
再発防止のため、設備の点検の際に工程内の塗装の剥離について確認を行う。  
今回、重金属(カドミウム)の基準値が超過している可能性がある肥料は、全量廃棄処分する。

備考：

1 分析結果を添付すること。

2 「その他」には、含有を許される有害成分の最大量の超過原因や今後講じる予定の措置、再発防止策等について、可能な範囲で記載すること。

## 品質管理計画の作成に当たってのポイント

- 19 公定規格に適合しない製品等が市場に出荷されないよう、分析計画に基づき定常時及び非定常時の分析の際、異常値があった場合の措置を定めてください。

定常時及び非定常時の分析の際の異常値としては、以下の場合があります。

- 1 保証成分の分析値が保証成分量を下回る。
- 2 重金属の分析値が公定規格の定める有害成分の最大量を上回る。

また、この他にも、異物が混入している製品等は出荷することができません。

- 20 品質管理を適切に実施するにあたり、菌体りん酸肥料の生産に従事する者に、定期的かつ継続的に品質管理計画の考え方について、研修する必要があります。研修の方法、時期等について記載してください。

- 21 品質管理計画責任者は、分析結果などを踏まえ、品質管理計画が生産の実態に即したものであるか等を定期的に自己点検してください。

## 第三部 肥料登録申請書の作成方法

### 登録申請書の作成

|                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|------|----------|--|-------|------|--|--|---------|------|--|
| フラグが立っている箇所は、品質管理計画と記載を合わせる必要があります！                                    | <b>手数料 1</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| <b>肥 料 登 録 申 請 書</b>                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| ○年○月○日 <b>2</b>                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| ○○県知事 ○○ ○○殿 <b>3</b>                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| ○○県○○市○○町○○番地<br>農林株式会社 代表取締役 農林 太郎                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 記                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 1 氏名及び住所                                                               | 農林株式会社 代表取締役 農林 太郎 <b>4</b><br>○○県○○市○○町○○番地 <b>5</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 2 肥料の種類                                                                | 菌体りん酸肥料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 3 肥料の名称                                                                | 霞ヶ関肥料2号 <b>6</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 4 保証成分量その他の規格                                                          | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 2px;">保証成分量(%)</td> <td style="padding: 2px;">窒素全量</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3. 0</td> <td style="width: 20px;"><b>7</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">りん酸全量</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5. 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">内く溶性りん酸</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">4. 0</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">その他の規格<br/>使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及び<br/>その他の制限事項は公定規格のとおり。</p> | 保証成分量(%) | 窒素全量     | 3. 0 | <b>7</b> |  | りん酸全量 | 5. 0 |  |  | 内く溶性りん酸 | 4. 0 |  |
| 保証成分量(%)                                                               | 窒素全量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3. 0     | <b>7</b> |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
|                                                                        | りん酸全量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 5. 0     |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
|                                                                        | 内く溶性りん酸                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 4. 0     |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 5 生産する事業場の名称及び所在地                                                      | <b>8</b><br>農林株式会社 千代田工場<br>○○県○○市□□町▲▲番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 6 保管する施設の所在地                                                           | <b>9</b><br>○○県○○市□□町▲▲番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 7 植物に対する害に関する栽培試験の成績 (別紙のとおり)                                          | <b>10</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |
| 8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項                               | 別紙のとおり <b>11</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          |          |      |          |  |       |      |  |  |         |      |  |

## 登録申請書の作成に当たってのポイント

- 1 手数料の納付方法（収入証紙など）・金額につきましては、各都道府県で異なりますので申請前に各都道府県の窓口にお問い合わせください。
- 2 申請年月日は、申請書を提出する日を記載してください。
- 3 都道府県知事名は、申請しようとする都道府県の知事名を記載してください。
- 4 品質管理計画に記載した「氏名」を記載してください。  
申請者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記載してください。  
代表者名については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等、登記簿に記載された代表者のうち、肥料登録に権限を有する者を記載してください。
- 5 品質管理計画に記載した「住所」を記載してください。  
申請者が法人等の場合、登記簿に記載されている本社住所を、都道府県名から記載してください。  
申請者が個人の場合、住民票等に記載されている住所を、都道府県名から記載してください。
- 6 品質管理計画に記載した「肥料の名称」を記載してください。
- 7 品質管理計画に記載した「保証成分量」を記載してください。
- 8 品質管理計画に記載した「生産する事業場の名称及び住所」を記載してください。
- 9 保管する施設の所在地として、生産する事業場の住所は必ず記載してください。  
また、この他に倉庫など保管する施設がある場合には、当該施設の所在地を記載してください。
- 10 菌体りん酸肥料は、申請時に植物に対する害に関する栽培試験の成績（植害試験成績）の提出が必要となります。  
植害試験は、製品又は使用する全ての原料（排水処理活性沈殿物）において実施してください。
- 11 品質管理計画で記載した生産工程の概要（→P17、20 参照）を別紙として添付してください。  
なお、牛等由来の原料を使用する場合であって、品質管理計画の大臣確認の際に、確認証の年月日、番号がわからないため空欄にしていた場合は、年月日、番号を記載したものを添付すること。

## 登録申請書に添付する資料

- (1) 大臣確認書（写）（その別紙となる品質管理計画を含む。）  
大臣確認書の写し（その別紙となる品質管理計画を含む。）を添付してください。
- (2) 植物に対する害に関する栽培試験の成績（植害試験成績）（写）  
とりまとめ様式（→P42 参照）により、試験結果を提出してください。  
試験方法については、  
[http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2\\_7.pdf](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_7.pdf)  
（令和3年度改定）をご覧ください。  
植害試験の結果として植害の有無が記載されていることを確認してください。  
植害があるものについては、肥料登録できません。
- (3) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第一の基準に係る調査結果（写）  
サンプル様式（→P45 参照）を参考に、原料となる排水処理活性沈殿物ごとに溶出試験結果を提出してください。  
分析結果が、参照とする基準値を下回っていることを確認してください。
- (4) 見本品の試験成績（写）（保証成分及び有害成分）  
サンプル様式（→P44、45 参照）を参考に、分析結果を提出してください。  
分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。  
分析は、肥料等試験法により実施してください。  
保証成分の分析結果が登録申請書上で設定した保証成分量を上回っているか、有害成分6項目の分析結果が公定規格の基準値を下回っているかを確認してください。
- (5) 製品の見本品（500グラム以上）  
見本品には、その包装袋等に、  
①申請者の氏名又は名称及び住所  
②肥料の種類（菌体りん酸肥料と記載）及び名称  
③保証する成分の含有量及び有害成分の含有量（分析値）  
を記載してください。
- (6) その他  
① 牛等由来の原料を使用して生産している場合は、製造基準適合確認書（BSEに関する大臣確認書）の写しを添付してください。この件でご不明点があれば、FAMICにお問い合わせください。  
② 初めて登録申請する場合は、法人名や住所等に間違いがないか、法人の場合は登記簿抄本等、個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等の提出を求められる場合があります。また、事業場の所在地についても、確認できるものの提出を求められる場合があります。



③ **生産工程の概要**を変更し、定常時の内容を変更する場合は、変更しようとする1か月前までに、FAMIC を経由して農林水産大臣に申請する必要があります。ただし、生産工程図の変更に至らないなど軽微な変更の場合は、変更申請は不要です。

【例】

- 1) 生産工程図の変更に至らない、品質などへの影響がされない軽微な変更は、変更申請が不要です。
- 例：発酵に使用する機器を違うメーカーの物に変更する → **申請不要**
- 例：発酵期間を 30 日間から 60 日間に変更する → **申請不要**
- 例：生産工程に材料を添加する工程を追加 → **申請必要**
- 2) 備考欄に記載している事項を変更する場合は、変更申請は不要です。

④ **定常時の内容**の変更については、②の使用する原料の種類の変更、③の生産工程の概要の変更のとおりです。変更しようとする1か月前までに、FAMIC を経由して農林水産大臣に申請する必要があります。

⑤ 定常時の分析計画のうち、**分析頻度等**を変更する場合は、変更しようとする1か月前までに、FAMIC を経由して農林水産大臣に申請する必要があります。

なお、分析項目（保証する成分、有害成分6項目、水分の含有量）の変更は、想定しておりません。

⑥ **非定常時の内容及び非定常時の分析計画**の変更のうち、「iii その他」で記載した非定常時の内容や非定常時の分析計画について変更する場合は、変更しようとする1か月前までに、FAMIC を経由して農林水産大臣に申請する必要があります。

⑦ **公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置**を変更しようとする場合は、変更しようとする1か月前までに、FAMIC を経由して農林水産大臣に申請する必要があります。

(2) **変更届出/変更申請について**

品質管理計画責任者の変更届出は、別記様式第3号  
定常時の分析計画等の変更申請は、別記様式第4号  
を、FAMIC を経由して農林水産大臣に提出してください。

|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別記様式第3号                                                                                                          | 年 月 日                                                                                                                                                                                                        |
| 農林水産大臣 殿                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                                                  | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地<br>農林株式会社 代表取締役 農林 太郎                                                                                                                                                                          |
| 肥料の品質の確保等に関する法律に<br>格を定める等の件の一部を改正する告<br>年・・通知)第2の2の(1)の規定<br>付け農林水産省指令 消安第 号で確<br>のうち、品質管理計画責任者について<br>ので届け出ます。 | 別記様式第4号                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                  | 年 月 日                                                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                  | 農林水産大臣 殿                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                                  | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地<br>農林株式会社 代表取締役 農林 太郎                                                                                                                                                                          |
| 記                                                                                                                | 年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質<br>管理計画について、下記のとおり変更したいので、昭和61年2月22日<br>農林水産省告示第284号(肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普<br>通肥料の公定規格を定める等の件)の2の(2)の表の規定による確<br>認を求めます。                                                        |
| 1 品質管理計画責任者の役職及び氏<br>(変更前) 千代田工場長 農林<br>(変更後) 千代田工場長 水産                                                          | 記                                                                                                                                                                                                            |
| 2 変更年月日<br>〇月〇日                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                                                  | 1 確認を受けた肥料の名称 霞ヶ関肥料2号<br>2 確認を受けた事業場の名称 農林株式会社 千代田工場<br>3 確認を受けた事業場の所在地 △△県〇〇市〇〇町▲▲番地<br>4 変更する事項 霞ヶ関肥料2号<br>(変更前) 使用される原料の種類<br>(排水処理活性沈殿物(下水)、動植物質の原料)<br>(変更後) 使用される原料の種類<br>(排水処理活性沈殿物(下水・食品工業)、動植物質の原料) |



ポイント

非常時分析と品質管理計画の変更の考え方

品質管理計画の定常時に使用する原料の種類以外の原料を使用して生産する場合は、その都度、非常時として分析を実施しなければなりません。

ただし、品質管理計画の定常時の内容として、原料の種類を追加する等の変更を行った場合は、変更以降は定常時となるため、非常時としての分析は不要となります。

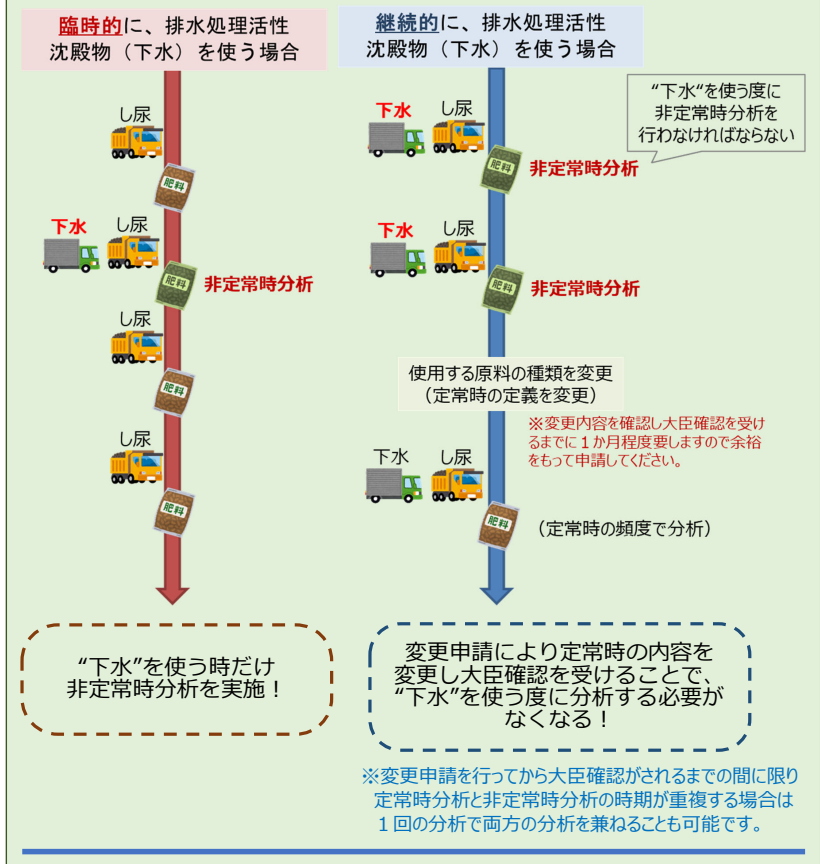
このように、菌体りん酸肥料の登録事業者において、定常時と異なる条件下で生産する場合は、

- ・非常時の分析を実施するか
  - ・定常時の変更申請を行い大臣確認を受けるか
- 選択できます。

なお、品質管理計画の変更申請は、変更内容を確認し大臣確認を受けるまでに1か月の期間を要しますのでご注意ください。

定常時は排水処理活性沈殿物（し尿）と動植物質原料のみを使用している場合を例に解説します！

- 使用される原料の種類
- ☐ 排水処理活性沈殿物（下水）
  - ☒ 排水処理活性沈殿物（し尿）
  - ☐ 排水処理活性沈殿物（食品工業）
  - ☐ 排水処理活性沈殿物（その他工業）
  - ☐ 排水処理活性沈殿物（焼成）
  - ☒ 動植物質の原料





## 2 大臣確認の更新について

品質管理計画の大臣確認の有効期間は、菌体りん酸肥料の登録を受けた日から3年です。有効期間の満了の日の3か月前までに、FAMIC を経由して農林水産大臣に更新確認の申請を行ってください。

### 品質管理計画の更新確認の申請

大臣確認を受けた品質管理計画、肥料の登録証の写しを添えて、別記様式第6号により FAMIC を経由し農林水産大臣に、更新確認の申請を行ってください。

### FAMIC による現地確認・大臣確認

必要に応じて FAMIC が現地確認を行った上で、品質管理計画の適合性が認められれば、農林水産省から大臣確認書を送付します。

### 肥料登録の更新手続き

更新後の品質管理計画書及び大臣確認書を添付の上、肥料登録の更新申請を行ってください。

| 別記様式第6号                                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 農林水産大臣 殿                                                                                                        |  |
| 年 月 日                                                                                                           |  |
| 〇〇県<br>農林株式会社 代                                                                                                 |  |
| 年 月 日付け農林水産省指令 消安第<br>品質管理計画について、下記のとおり更新し<br>2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品<br>律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の<br>表の規定による確認を求めます。 |  |
| 記                                                                                                               |  |
| 1 確認を受けた肥料の名称 霞ヶ関肥料2号                                                                                           |  |
| 2 確認を受けた事業場の名称 農林株式会社                                                                                           |  |
| 3 確認を受けた事業場の所在地 △△県〇〇市                                                                                          |  |

| 品質管理計画書<br>(記載例)                            |  |
|---------------------------------------------|--|
| (別紙)                                        |  |
| 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地                            |  |
| 氏名 農林株式会社 代表取締役 農林 太郎                       |  |
| 作成年月日: 〇年〇月〇日                               |  |
| 登 録 証                                       |  |
| 氏名又は名称及び住所<br>△△県〇〇市〇〇町▲▲番地<br>農林株式会社 千代田工場 |  |
| 登 録 番 号 生第〇〇号                               |  |
| 登 録 年 月 日 〇年〇月〇日                            |  |
| 登録の有効期限 〇年〇月〇日                              |  |
| 肥 料 の 種 類 菌体りん酸肥料                           |  |
| 肥 料 の 名 称 霞ヶ関肥料2号                           |  |

| 変更履歴    |       |
|---------|-------|
| 変更年月日   | 変更内容  |
| 〇. 〇. 〇 | 大臣確認入 |

| 1 肥料の名称<br>霞ヶ関肥料2号 |  |
|--------------------|--|
| 2 保証成分量 (%)        |  |
| 窒素全量               |  |
| りん酸全量              |  |

## 3 大臣確認の失効・取消しについて

品質管理計画の大臣確認は以下の場合に失効します。

- 肥料登録の有効期間が満了したとき
- 肥料登録が失効したとき
- 大臣確認を受けてから3年を経過しても、肥料登録の申請がないとき

i や ii により、品質管理計画の大臣確認が失効した場合は、遅延なく、別記様式第8号により、FAMIC を経由して農林水産大臣に届出を行うとともに、大臣確認書を返納してください。また、iiiにより失効した場合においても、遅延なく大臣確認書を返納してください。

| 別記様式第8号                                                                                                                                  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 農林水産大臣 殿                                                                                                                                 |  |
| 年 月 日                                                                                                                                    |  |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地<br>農林株式会社 代表取締役 農林 太郎                                                                                                      |  |
| ▼大臣確認書                                                                                                                                   |  |
| 別記様式第2号<br>農林水産省指令 消安第 号                                                                                                                 |  |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地<br>農林株式会社<br>代表取締役 農林 太郎                                                                                                   |  |
| 年 月 日付けで申請のあった下記の菌体りん酸肥料の品質管理計画については、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（2）の表に規定する品質管理計画であることを確認した／ないことを通知する。 |  |
| なお、当該品質管理計画に基づいて生産される肥料について、年 月 日までに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第6条第1項の規定による登録の申請をしなかった場合は、当該大臣確認は効力を失うので、御留意ありたい。                      |  |
| 記                                                                                                                                        |  |
| 1 肥料の名称 霞ヶ関肥料2号                                                                                                                          |  |
| 2 事業場の名称 農林株式会社 千代田工場                                                                                                                    |  |
| 3 事業場の住所 △△県〇〇市〇〇町▲▲番地                                                                                                                   |  |
| 4 大臣確認の有効期間 〇年〇月〇日                                                                                                                       |  |
| 農林水産大臣 〇〇 〇〇                                                                                                                             |  |

なお、大臣確認を受けた者が生産する肥料が、品質管理計画に基づいて生産されたものではないと農林水産大臣が認めるとき等は、品質管理計画の大臣確認の取消しを行う場合があります。

農林水産大臣から取消しの通知があった場合には、遅延なく大臣確認書を返納し、肥料登録の失効手続きを行ってください。

#### 4 分析結果等の報告について

- ① 次に掲げるの事項について、毎年1月から12月までの内容をとりまとめ、翌年の2月末までに、別記様式第10号により、FAMICを経由して消費・安全局長に報告してください。
- ・定常時の分析結果
  - ・非定常時の分析結果
  - ・公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講じた措置の記録
- ② 定常時分析又は非定常時分析の結果、重金属の基準値を超えた肥料が確認された場合は、別記様式第11号により、**速やかに**FAMICを経由して消費・安全局長に報告してください。

別記様式第10号  
(略)

記

##### 1 品質管理計画

- (1) 肥料の名称 霞ヶ関肥料2号  
 (2) 事業場の名称 農林株式会社 千代田工場  
 (3) 事業場の所在地 △△県〇〇市□□町▲▲番地  
 (4) 定常時の分析計画  
 ア 分析頻度 年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)  
 イ 分析項目  
 保証成分 窒素全量、りん酸全量、く溶性りん酸  
 有害成分 (ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛)  
 水分  
 ウ 分析方法 FAMICが定める肥料等試験法  
 (5) 非定常時の分析計画

##### 2 定常時の分析結果

| 分析日   | 保証成分量<br>未満の成分 | 有害成分最大量<br>超過の成分 | 水分量の<br>大幅な変動 |
|-------|----------------|------------------|---------------|
| 〇.〇.〇 | りん酸全量          | なし               | なし            |
| 〇.〇.〇 | なし             | なし               | なし            |
| 〇.〇.〇 | なし             | なし               | なし            |
| 〇.〇.〇 | なし             | なし               | なし            |

##### 3 非定常時の分析結果

| 分析日   | 分析実施理由<br>(非定常時の内容)                      | 保証成分量<br>未満の成分 | 有害成分最大量<br>超過の成分 | 水分量の<br>大幅な変動 |
|-------|------------------------------------------|----------------|------------------|---------------|
| 〇.〇.〇 | 新たな原料の種類(排水<br>処理活性沈殿物(食品工<br>業))を追加したため | なし             | なし               | なし            |

##### 4 公定規格に適合しない肥料等が確認された場合の措置

| 分析日   | 事案の詳細                   | 原因                     | 講じた措置                                                                            |
|-------|-------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 〇.〇.〇 | りん酸全量の含有量が<br>保証値未満であった | 乾燥が不十分で、水<br>分量が多かったため | 該当ロットを全て廃棄<br>処分した。在庫品につ<br>いては、分析により保<br>証成分値を上回ること<br>を確認の上(別添参<br>照)、出荷を再開した。 |

以上

別記様式第11号  
(略)

記

##### 1 品質管理計画

- (1) 肥料の名称 霞ヶ関肥料2号  
 (2) 事業場の名称 農林株式会社 千代田工場  
 (3) 事業場の所在地 △△県〇〇市□□町▲▲番地

##### 2 分析結果(別添のとおり)

- 3 その他 重金属(カドミウム)の基準値が超過した原因として、施設の老朽化により、製品タンク内の塗装が剥離したことが考えられる。  
 再発防止のため、設備の点検の際に工程内の塗装の剥離について確認を行う。  
 今回、重金属(カドミウム)の基準値を超えている可能性がある肥料は、全量廃棄処分する。

## 参考：肥料の名称のきまり

肥料の名称については、以下のようなきまりがありますので、ご注意ください。

### 1 全ての肥料について

- (1) 肥料の成分や肥料の効果について、誤解を生ずるおそれのある名称をつけることはできません。
- (2) 他人の商標を無断で肥料の名称に使用し、問題となることがしばしばあります。登録商標などになっていないかどうかを事前に調査し、問題ないことを確認してから名称につけてください。
- (3) 他人の名称、他の会社名、他人（他社）の商標、他人（他社）の商号などについては、使用しても問題ないかどうか十分確認の上、肥料の名称に使用してください。

### 2 普通肥料について

- (1) 全ての普通肥料について
  - ア 保証する肥料成分の種類や、保証成分量が異なるときは、異なる名称とする。
  - イ 保証する肥料成分の種類や保証成分量が同じであったとしても、別の名称とする。
  - ウ 登録する肥料と指定混合肥料であっても、別の名称とする。
  - エ ふりがなをつけた又は図案を用いた名称をつけることはできない。
  - オ 「高度」の文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里のうち2つ以上の成分を保証し、それらの合計量が30%以上の場合に限る。
  - カ 都道府県標準複合肥料と紛らわしい文字（「〇〇県」、「標準」、「基準」、「奨励」など）を、都道府県標準複合肥料ではない肥料の名称とすることはできない。
  - キ 「完全」などの文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里の3成分とも保証する場合に限る。
  - ク 肥料中に有機質の原料を使用したことを名称で表したいときは、どのような有機質の原料を用いた場合でも、「有機入り」の文字で表す。ただし、その有機質の原料に由来する窒素の量を0.2%以上含んでいなければならない。
- (2) 登録される肥料について
  - ア 適合している公定規格に基づき登録されるが、その該当している公定規格に規定された肥料の種類以外の肥料の種類を、肥料の名称中に用いることはできない。
  - イ 「りん安」「りん酸アンモニア」を肥料の名称とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ と $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$ の含有量の合計が70%以上の場合に限る。
  - ウ 「りん酸一アンモニア」「りん酸二アンモニア」を肥料の名称とする場合は、それぞれの化学物質が90%以上の割合である場合に限る。

エ 肥料の原料名を名称中に入れる場合は、「燐安」「硫燐安」「尿素燐安」「塩燐安」「燐硝安」「硝酸加里」などの文字は用いても差し支えないが、それ以外の場合は、公定規格の「肥料の種類」欄に規定する種類名を用いることを原則とする。

#### (3) 指定混合肥料について

公定規格の「肥料の種類」欄に規定する種類名を名称中に用いる場合は、その指定混合肥料が、その肥料の種類の公定規格に適合している場合に限る。

#### (4) 仮登録された肥料について

仮登録肥料の名称の変更は、基本的に認めていない。

参考：植物に対する害に関する栽培試験の成績とりまとめ様式

| 試験成績取りまとめ様式<br>(記載例)                                                      |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
|---------------------------------------------------------------------------|------------|------------------|------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1 試験機関の名称及び所在地<br>霞ヶ関分析センター 東京都霞ヶ関 1-2-1                                  |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| 2 試験担当者の氏名<br>分析 太郎                                                       |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| 3 試験の目的<br>「霞ヶ関肥料 2 号」の施用による、こまつなが発芽と発芽後の生育への支障の有無及びその程度を知るため、幼植物試験を実施する。 |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| 4 試験の設計                                                                   |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| (イ) 供試試料の種類及び名称並びに分析成績                                                    |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
|                                                                           | 供試試料の種類    | 供試試料の名称          | 分析成績 (%)         |                               |                               |                                                                                         |                       |
|                                                                           |            |                  | 水分               | N                             | P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> | K <sub>2</sub> O                                                                        |                       |
| 供試試料                                                                      | 菌体りん酸肥料    | 霞ヶ関肥料 2 号        | 30               | 3.83                          | 5.53                          | 0.3                                                                                     |                       |
| (ロ) 供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別等                                                   |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| 土性                                                                        | 沖積土又は洪積土の別 | 種類               | pH               | 電気伝導率<br>mS/cm                | 陽イオン交換容量<br>meq/乾土 100g       | 容積重<br>g/風乾土<br>500ml                                                                   | 最大容水量<br>乾土当たり<br>重量% |
| 壤土                                                                        | 洪積土        | 火山灰土             | 6.5              | 0.10                          | 16.0                          | 505                                                                                     | 115                   |
| (ハ) 供試作物の種類及び品種<br>こまつな (極楽天)                                             |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| (ニ) 施用の設計及び試験区の名称                                                         |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| 試験区 No.                                                                   |            | 供試試料施用量<br>(g/鉢) | 成分量 (mg/鉢)       |                               |                               | 備考                                                                                      |                       |
|                                                                           |            |                  | N                | P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> | K <sub>2</sub> O              |                                                                                         |                       |
| 供試試験区                                                                     | T          | 2.61             | 100              | 144                           | 8                             | 硫酸・過石・塩加を<br>N・P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ・K <sub>2</sub> O=25・25・25mg/鉢<br>となるように施肥 |                       |
| 標準区                                                                       | B          | —                | 25               | 25                            | 25                            |                                                                                         |                       |
| (ホ) 栽培方法                                                                  |            |                  |                  |                               |                               |                                                                                         |                       |
| 施肥                                                                        | は種         | 収穫               | 施設               |                               |                               |                                                                                         |                       |
| R5.12.1                                                                   | R5.12.6    | R6.1.1           | 霞ヶ関分析センター 植害試験室内 |                               |                               |                                                                                         |                       |

| 5 管理の状況    |            |            |            |            |            |            |              |      |   |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|------|---|
| 土壌充てん      |            | 追肥         |            | 農薬散布       |            |            |              |      |   |
| R5.12.1    |            | なし         |            | なし         |            |            |              |      |   |
| 6 試験結果     |            |            |            |            |            |            |              |      |   |
| 試験区<br>No. | ポット<br>No. | 発芽調査成績     |            |            | 生育調査成績     |            | 異常症状         |      |   |
|            |            | R5.12.3    | R5.12.6    | R5.12.8    | R5.12.15   | R5.12.23   |              |      |   |
|            |            | 発芽率<br>(%) | 発芽率<br>(%) | 発芽率<br>(%) | 葉長<br>(cm) | 葉長<br>(cm) | 生体重<br>(g/鉢) |      |   |
| 供試<br>試験区  | T          | 1          | 100        | 100        | 100        | 5.3        | 7.3          | 18.9 | 無 |
|            |            | 2          | 100        | 100        | 100        | 5.3        | 7.3          | 17.7 | 無 |
|            |            | 3          | 100        | 100        | 100        | 5.1        | 7.1          | 17.3 | 無 |
|            |            | 4          | 100        | 100        | 100        | 6.0        | 8.0          | 18.9 | 無 |
|            |            | 5          | 100        | 100        | 100        | 6.1        | 8.1          | 19.0 | 無 |
|            |            | 6          | 100        | 100        | 100        | 5.6        | 7.6          | 18.1 | 無 |
|            |            | 7          | 100        | 100        | 100        | 6.3        | 8.3          | 18.5 | 無 |
|            |            | 8          | 95         | 100        | 100        | 5.8        | 7.8          | 17.7 | 無 |
|            |            | 平均         | 99         | 100        | 100        | 5.7        | 7.7          | 18.3 |   |
| 標準区        | B          | 1          | 100        | 100        | 100        | 5.2        | 6.3          | 16.9 | 無 |
|            |            | 2          | 100        | 100        | 100        | 5.2        | 6.3          | 15.7 | 無 |
|            |            | 3          | 100        | 100        | 100        | 5.0        | 6.1          | 15.3 | 無 |
|            |            | 4          | 100        | 100        | 100        | 5.9        | 7.0          | 16.9 | 無 |
|            |            | 5          | 100        | 100        | 100        | 6.0        | 7.1          | 17.0 | 無 |
|            |            | 6          | 100        | 100        | 100        | 5.5        | 6.6          | 16.1 | 無 |
|            |            | 7          | 100        | 100        | 100        | 6.2        | 7.3          | 16.5 | 無 |
|            |            | 8          | 95         | 100        | 100        | 5.7        | 6.8          | 16.0 | 無 |
|            |            | 平均         | 99         | 100        | 100        | 5.6        | 6.7          | 16.3 |   |

注) 1 発芽調査は 2 ～ 3 回行う。また、生育調査は 2 回行い、最終回には地上部を収穫し、生体重等を量る。

生育状況写真  
発芽状況 (R5.12.11) (カラー写真を添付)  
収穫時生育状況 (R5.12.23) (カラー写真を添付)

## 7 考 察

植物の生育上の異常症状は認められなかった。

供試試料区の発芽率は、標準区と同等の成績を示した。

供試試料区の葉長は、標準区を上回る成績を示した。

供試試料区の生体重は、標準区を上回る成績を示した。

(試験の可否と、その理由を記載する。ただし、有意水準 5 % のもとで、供試試料区 T の生体重平均値が標準区 B の生体重平均値を有意に下回る場合は不合格とする。)

## 8 試験機関の責任者の証明

本栽培試験は、霞ヶ関分析センターで実施した結果であることを証明します。

令和 6 年 2 月 1 日

霞ヶ関分析センター

## 参考：保証成分の分析結果の例

### 分析報告書 (記載例)

令和 5 年 12 月 1 日

分析場所：霞ヶ関分析センター

肥料の種類：菌体りん酸肥料

肥料の名称：霞ヶ関肥料 2 号

| 分析項目    | 分析結果 (単位)    | 分析方法                  | 備考 |
|---------|--------------|-----------------------|----|
| 窒素全量    | 3.83 (%-wet) | 肥料等試験法 (2023) 4.1.1.a |    |
| りん酸全量   | 5.53 (%-wet) | 肥料等試験法 (2023) 4.2.1.a |    |
| ＜溶性りん酸＞ | 4.41 (%-wet) | 肥料等試験法 (2023) 4.2.3.a |    |
|         |              |                       |    |
|         |              |                       |    |

## 参考：有害成分の分析結果の例

### 分析報告書 (記載例)

令和 5 年 12 月 1 日

分析場所：霞ヶ関分析センター

肥料の種類：菌体りん酸肥料

肥料の名称：霞ヶ関肥料 2 号

| 分析項目  | 分析結果 (単位)          | 分析方法                | 備考 |
|-------|--------------------|---------------------|----|
| ひ素    | 0.0001 未満 (%-dry)  | 肥料等試験法 (2023) 5.2.a |    |
| カドミウム | 0.00005 未満 (%-dry) | 肥料等試験法 (2023) 5.3.a |    |
| 水銀    | 0.00001 未満 (%-dry) | 肥料等試験法 (2023) 5.1.a |    |
| ニッケル  | 0.001 未満 (%-dry)   | 肥料等試験法 (2023) 5.4.a |    |
| クロム   | 0.001 未満 (%-dry)   | 肥料等試験法 (2023) 5.5.a |    |
| 鉛     | 0.001 未満 (%-dry)   | 肥料等試験法 (2023) 5.6.a |    |
|       |                    |                     |    |

## 参考：溶出試験結果の例

### 分析報告書 (記載例)

令和 5 年 12 月 1 日

分析場所：霞ヶ関分析センター

試料名：脱水汚泥

採取場所：〇〇下水処理場

| 分析項目      | 分析結果 (単位)        | 分析方法                     | 備考 |
|-----------|------------------|--------------------------|----|
| アルキル水銀化合物 | 0.0005 未満 (mg/L) | 昭和 45 年 環境省告示第 59 号 付表 3 |    |
| 水銀又はその化合物 | 0.0005 未満 (mg/L) | 昭和 45 年 環境省告示第 59 号 付表 2 |    |
|           |                  |                          |    |
|           |                  |                          |    |
|           |                  |                          |    |

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（F A M I C）  
問合せ先

| 機関             | 連絡先                       | 管轄都道府県                                             |
|----------------|---------------------------|----------------------------------------------------|
| 本部<br>肥飼料安全検査部 | 0 5 0 - 3 7 9 7 - 1 8 5 4 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、<br>東京、神奈川、新潟、山梨、長野、<br>静岡          |
| 札幌センター         | 0 5 0 - 3 7 9 7 - 2 7 1 6 | 北海道                                                |
| 仙台センター         | 0 5 0 - 3 7 9 7 - 1 8 9 3 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、<br>福島                              |
| 名古屋センター        | 0 5 0 - 3 7 9 7 - 1 9 0 1 | 岐阜、愛知、三重、富山、石川、<br>福井                              |
| 神戸センター         | 0 5 0 - 3 7 9 7 - 1 9 1 4 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、<br>和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、<br>徳島、香川、愛媛、高知 |
| 福岡センター         | 0 5 0 - 3 7 9 7 - 1 9 2 0 | 山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、<br>大分、宮崎、鹿児島、沖縄                    |